

玉野市不妊・不育治療費助成事業保険薬局証明内訳書

玉野市不妊・不育治療費助成事業保険薬局証明書の内容において、保険が適用される体外受精及び顕微授精等の生殖補助医療（精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（以下「男性不妊治療」という。）を含む。）に係る治療の内訳については以下のとおりです。

年 月 日

保 険 薬 局 の 名 称

保険薬局の所在地

藥 劑 師 氏 名

◎保険が適用される生殖補助医療に係る治療の実施に伴い、保険が適用される薬剤を処方した保険薬局は下記の欄へチェック☑を入れてください（注1、2参照）。

☐ 当薬局は、保険が適用される生殖補助医療に係る治療の実施に伴い、保険が適用される薬剤を処方した保険薬局である。			
受診者	夫	氏名	生年月日 年 月 日
	妻	氏名	生年月日 年 月 日
今回の不妊治療に係る治療期間 (*医療機関受診証明書から転記)	年 月 日 ~ 年 月 日		
	(男性不妊治療分※1) 年 月 日 ~ 年 月 日		
上記の治療期間に係る薬剤の処方期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
	(男性不妊治療分※1) 年 月 日 ~ 年 月 日		
自己負担額請求時の限度額認定証又はマイナ保険証提示の有無	有・無	→「有」の場合 ①適用区分 () ②高額療養費を適用した年月 (年 月分、 年 月分、 年 月分、 年 月分、 年 月分)	
領収金額	[今回の不妊治療に係る薬剤費(自己負担額)合計(*保険適用分に限る)] 領収年月日 年 月 日 ~ 年 月 日 (男性不妊治療に係る薬剤費を除く)		
	<u>領収金額(*保険適用分に限る)</u> 円		
	(男性不妊治療に係る薬剤費※1※2)		
	<u>領収金額(*保険適用分に限る)</u> 円		

(※1) 男性不妊治療分の該当がない場合は、当該欄へ斜線を引いてください。

(※2) 保険が適用される生殖補助医療の実施に伴い、精巣内精子採取術（TESE）等、顕微授精につながる、保険が適用される男性不妊治療を実施した場合に、その治療に係る保険が適用される薬剤費（自己負担額）を記載してください。

(注1) 助成対象となる薬剤費(自己負担額)は、保険が適用される体外受精及び顕微授精等の生殖補助医療(精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術(以下「男性不妊治療」という。)を含む。)として行われたものに対して、処方された保険が適用される薬剤費です。

(注2) 保険が適用される生殖補助医療として行われた治療と併用される先進医療に係る薬剤費（自己負担額）は助成対象外です。